

新型コロナウイルス感染対策 社会福祉法人育成会ポリシー

12th ステージ
(S I N C E 2 0 2 0)



令和4年9月14日
社会福祉法人育成会

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

S I N C E 2 0 2 0

12Th ステージ 目次

1	社会福祉法人育成会ポリシー 経緯・・・・・・・・・・	P1
2	理事長談話（利用者、職員）・・・・・・・・・・	P7
3	三密の回避などについて（利用者・職員）・・・・・・・・	P8
4	具体的対策と対応について（職員）・・・・・・・・・・	P9
5	職員バイタルチェックについて（職員）・・・・・・・・	P10
6	外部からの人の受入について（職員）・・・・・・・・	P11
7	受入確認表（職員）・・・・・・・・・・	P12
8	携帯スプレーの活用について（利用者・職員）・・・・	P13
9	通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）・・・・	P14
10	感染者確認時の対応（BCP）について（職員）・・・・	P15
11	濃厚接触者の確認方法（職員）・・・・・・・・・・	P18
12	家族が濃厚接触者の場合の対応について（利用者）・・・・	P19
13	家族が濃厚接触者の場合の対応について（職員）・・・・	P20
14	新型コロナウイルス相談窓口・・・・・・・・・・	P21
15	福島県感染拡大警報強化版（BA. 5 対策強化宣言）・・・・	P22

経緯

令和4年9月14日現在
社会福祉法人育成会本部

1st ステージ

- ① 全事業所のマスク、消毒アルコール等の備蓄状況確認要請・・・2.1.29 経営会議
- ② 同 備蓄推進周知・・・2.1.29 経営会議

2nd ステージ

- ① 感染対策の基本的考え方と具体的対応周知・・・2.2.29
- ② 感染予防の具体的対策の周知・・・2.3.2
- ③ 小中学校臨時休業への対応検討開始・・・2.3.2
- ④ 小学校等臨時休業措置特別休暇要綱の制定・・・2.3.26
- ⑤ 感染確認時の対応指針策定と周知・・・2.3.30
- ⑥ 携帯用手指消毒スプレーの職員配布・・・2.4.7
- ⑦ 感染対策の具体的対応 Ver 2・・・2.4.7
- ⑧ 手指消毒スプレーの使用について周知・・・2.4.7
- ⑨ 感染防止のための生活上の注意喚起発出（職員）・・・2.4.9
- ⑩ 同（利用者、家族）・・・2.4.9
- ⑪ 理事長談話発出（利用者、家族、職員）・・・2.4.9
- ⑫ 理事長談話利用者向け発出・・・2.4.13
- ⑬ 職員バイタルチェックについて周知・・・2.4.14
- ⑭ 外部受入基準とチェック表の策定・・・2.4.14
- ⑮ 通園バス等運行停止決定と周知・・・2.4.20
- ⑯ 利用者在宅支援の具体的内容策定と発出・・・2.4.24
- ⑰ 通所事業所職員の応援に関するアンケート・・・2.4.28
 - 2.2.20 感染防止要請
 - 2.2.26 イベント等自粛要請
 - 2.2.28 小中学校休業要請
 - 2.4.8 緊急事態宣言 7都府県
 - 2.4.16 緊急事態宣言 全国 ～5.6
 - 2.4.17 いわき市感染防止一斉行動 ～5.6

3rd ステージ

- ① 外部受入基準とチェック表改定・・・2.5.7
- ② 感染防止のための生活上の注意喚起発出（職員）改定・・・2.5.7
- ③ 同（利用者、家族）改定・・・2.5.7
- ④ 通園バス等運行停止延長決定と周知・・・2.5.7
 - 2.5.4 緊急事態宣言 全国延長 ～2.5.31

2.5. 5 いわき市感染防止一斉行動第2ステージ ～2.5.31

4th ステージ

- ① 感染予防の具体的対策の継続・・・2.5.20
 - ② 職員バイタルチェックの継続・・・2.5.20
 - ③ 感染防止のための生活上の注意喚起（職員）を改定して継続・・・2.5.20
 - ④ 手指消毒スプレーの使用の継続・・・2.5.20
 - ⑤ 外部受入基準を改定して継続・・・2.5.20
 - ⑥ 外部受入時の確認表を改定して継続・・・2.5.20
 - ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）を改定して発出・・・2.5.20
 - ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知・・・2.5.20
 - ⑨ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続・・・2.5.20
 - ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出・・・2.5.20
- 2.5.14 緊急事態宣言39県解除
- 2.5.14 福島県大幅な規制緩和
- 2.5.15 いわき市感染防止一斉行動第2ステージ継続 ～2.5.31

5th ステージ

- ① 感染予防の具体的対策を改定して継続・・・2.6.1
 - ② 職員バイタルチェックの継続・・・2.6.1
 - ③ 感染防止のための生活上の注意喚（職員）を改定して継続・・・2.6.1
 - ④ 外部受入基準を改定して継続・・・2.6.1
 - ⑤ 外部受入時の確認表を改定して継続・・・2.6.1
 - ⑥ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続・・・2.6.1
 - ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）発出・・・2.5.20
 - ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知・・・2.5.20
 - ⑨ 手指消毒スプレーの使用について発出・・・2.5.20
 - ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出・・・2.5.20
- 2.5.25 緊急事態宣言全国解除を政府発表

6th ステージ

- ① 感染予防の具体的対策の継続と変更について・・・2.6.16
- ② 職員バイタルチェックの継続・・・2.6.1
- ③ 感染防止のための生活上の注意喚（職員）を改定して継続・・・2.6.1
- ④ 外部受入基準を改定して継続・・・2.6.1
- ⑤ 外部受入時の確認表を改定して継続・・・2.6.1
- ⑥ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続・・・2.6.1
- ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）発出・・・2.5.20
- ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知・・・2.5.20
- ⑨ 手指消毒スプレーの使用について発出・・・2.5.20
- ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出・・・2.5.20

7th ステージ・・・2.7.22

- ① 感染予防の具体的対策の継続と変更について
- ② 職員バイタルチェックの継続
- ③ 感染防止のための生活上の注意喚（職員）を改定して継続
- ④ 外部受入基準を改定して継続
- ⑤ 外部受入時の確認表を改定して継続
- ⑥ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続
- ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）発出
- ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知
- ⑨ 手指消毒スプレーの使用について
- ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出
- ⑪ 感染確認時の対応指針策定と周知

2.7.22 国が GoTo トラベルキャンペーン開始

法人としては行動自粛内容を変更せず、熱中症防止を考慮した内容に変更

8th ステージ・・・2.8.26

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密・不特定多数との接触回避について（職員）
- ③ 三密の回避などについて（利用者）
- ④ 具体的対策と対応について（職員）
- ⑤ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑥ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑦ 受入確認表（職員）
- ⑧ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑨ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑩ 感染者確認時の対応について（職員）

2.8.7 政府の新型コロナ分科会が4ステージの指標と数値を示す

8th ステージ改訂版抜粋版・・・3.1.12

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者）
- ③ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ④ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）

3.1.12 福島県発行「相談窓口」チラシ配布

3.1.7 東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏4都県に2月7日まで緊急事態宣言が発出され、その後、大阪、京都、兵庫の関西3府県、愛知、岐阜の東海2県、福岡、栃木の計7府県が追加

3.2.2 栃木県を除く10都府県の緊急事態宣言を3月7日まで延長

3.2.15 福島県重点対策期間を3月末までとして発表

3.3.26 福島県重点対策期間が5月9日まで延長

郡山市太田西ノ内病院のクラスターが170人を超える

9th ステージ・・・3.4.1

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口

家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）・・・4.14 追加発出

家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）・・・・・・ 同

3.4.1 大阪、兵庫、宮城の3府県に対し、まん延防止等重点措置を4月5日から一ヶ月間適応と発表

9th ステージ改訂版・・・3.5.22

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑫ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口

3.4.23 東京、大阪、京都、兵庫に緊急事態宣言

3.5.12 愛知県はじめ福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県に順次緊急事態宣言
（沖縄県は6月20日まで）

3.5.14 福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を発令

10th ステージ・・・3.8.7

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）

- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑫ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口
 - 3.7.12 東京・沖縄に緊急事態宣言
 - 3.8.2 東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・沖縄に緊急事態宣言
（8月31日まで）
 - 3.8.8 福島県にまん延防止等重点措置発令
（8月31日まで）

10th ステージ改訂版・・・3.9.1

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑫ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口
 - 3.8.25 福島県にまん延防止等重点措置発令の延長
（9月12日まで）
 - 3.9.9 福島県にまん延防止等重点措置発令の延長
（9月30日まで）
 - 3.10.1 全国の緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の解除

11th ステージ・・・4.1.25

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応（BCP）について（職員）・・・4.2.1
- ⑩ 濃厚接触者の確認方法（職員）・・・4.2.1

- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑫ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑬ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口
 - 4.1.9 広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置発令
 - 4.1.21 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県にまん延防止等重点措置発令
 - 4.1.27 先行発令地域と福島県を含む34都道府県にまん延防止等重点措置を発令（2月20日まで）
 - 4.1.31 福島県より待機期間等に関する短縮措置の厚労省通知が発出

12th ステージ・・・4.9.14

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応（BCP）について（職員）・・・4.9.14
- ⑩ 濃厚接触者の確認方法（職員）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑫ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑬ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口
- ⑭ 福島県感染拡大警報強化（BA.5対策強化宣言）
 - 4.1.27 まん延防止対策重点措置・非常事態宣言（福島県・いわき市）～3.6
 - 4.3.7 感染拡大防止重点対策～5.15
 - 4.5.15 福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言・緊急特別対策期間～5.31
 - 4.5.16 子どもの感染拡大防止重点対策～6.12
 - 4.6.1 福島県新型コロナウイルス感染症重点対策～6.30
 - 4.8.12 福島県感染拡大警報強化（BA.5対策強化宣言）～9.19

社会福祉法人育成会のみなさまへ

理事長談話

社会福祉法人育成会理事長 高村トミ子

しせつりようしゃ ご か ぞ く しょくいんかくい
施設利用者のみなさま、ご家族のみなさま、職 員 各位

しんがた こ ろ な う い る す かんせんたいさく しゃかいふくしほうじんいくせいかい
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

さんみつ かいひ
三密の回避などについて

これから も 次 の こと 絶対に忘れずに、みんなで守って、「感染しない」「感染させない」「感染を広げない」を、育成会の人たちみんなでこれからも頑張りましょう。

1 みっしゅう ひと あつ が や が や ばしょ ちゅうい
【密 集】人がいっぱい集まってガヤガヤする場所の注意！

- ① ひと おお あつ しゅうかい い べ ん と い
いろいろな人が多く集まる集会やイベントにはできるだけ行かない。
- ② ひと おお あつ ば つく
いろいろな人が多く集まる場をできるだけ作らない。
- ③ い ひつよう あつ ひつよう した みっぺい みっせつ かいひ
行く必要があるとき、集まる必要があるときには下の「密閉」と「密接」を回避する。

2 みっぺい し き へ や む し む し ばしょ ちゅうい
【密 閉】閉め切った部屋などのムシムシする場所の注意！

- ① かんき わる ばしょ い
換気の悪い場所へは行かない。
- ② じたく かんきせん まど つか かんき
自宅では換気扇や窓を使って換気する。
- ③ どうじようしゃ ばあい くるま え あ こん つね がいきどうにゅう
同 乗 者 がいる場合、車 のエアコンは常に外気導 入 にする。

3 みつちやく ひと ひと ぎ ゆ う ぎ ゆ う ばしょ ちゅうい
【密 着】人と人がくっついてギュウギュウの場所の注意！

がいしゅつさき じたく と ひと あ たが ま す く せつしよく さ いっぺい
外 出 先、自宅を問わず、ほかの人と会うときには互いにマスクをつけて接 触 を避け、一定
きより めー と る たも
距離（できれば2メートル）を保つようにする。

4 ひと せつしよく ちゅうい
【いろいろな人との接 触】に注意！

ひと あつ かんせん しんばい いんしょくてん かんこんそうさい しゅうかい
いろいろな人たちが集まり感染する心配のある飲 食 店、冠婚葬祭、集 会、
い べ ん と かんせんたいさく さんみつ ばしょ
イベントなどで感染対策がとられていない1～3のような三密の場所にどうして
い ばあい ただ ま す く ちゃくよう しゅししょうどく ひと
も行かなくてはならない場合は、正しいマスクの着 用、手指 消 毒、ほかの人とで
はな まも ひと ふ でんしゃ
きりだけ離れることを守って、また、いろいろな人 に触れないようにして、電車や
ばす こ あ つか で き じ かようしゃ つか ほうほう
バスが込み合うときには使わないで、出来るだけ自家用車を使うなどの方法をとる
ようにしましょう。

かんせん しんばい びーしーあーるけんさ う さい い も よ しんりょう
※感染の心配があり P C R 検査を受ける際には、かかりつけ医や最寄りの診 療 ・
けんさいりょうきかん そうだんくだ
検査医療機関にご相談下さい。

れいわ ねん がつ にち
令和4年9月14日
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会

具体的対策と対応について（職員周知）

- 1 マスク着用に関しては、外出業務、訪問者対応業務は勿論、当該事業関係者（利用者と職員）のみで活動する際にも原則着用とする。
- 2 事務室、活動室、食堂など使用する全ての部屋は、対角の位置の窓や出入口を多少でも2か所以上開けることや、換気扇を回すなどの換気の対策を怠らない。（エアコン使用時も同様）
- 3 食事や水分補給の介助の際には、その都度、使い捨て手袋の使用やマスク着用などの飛沫対策に努める。
- 4 別紙「職員バイタルチェックについて」に基づく毎日の職員バイタルチェックを実施する。
- 5 全ての訪問者（来客、業者、保護者など）には、入り口での体温計測、手指消毒、マスク着用を求める。
- 6 訪問者へのお茶等の飲食物提供をしない。
ただし、もてなしや熱中症予防の観点から、予めペットボトル茶などを用意して帰る際に渡すなどの対応を考慮する。
- 7 外部から帰った際、外部からの物品を受け取った際、マスク着脱後など、ウイルス付着の可能性のある全ての場面での手指消毒を励行する。
- 8 エタノール液、クリンミスト液、オゾン装置、空気清浄機、換気扇などを有効活用する。
- 9 利用者、保護者、来客者の対応時は、出来るだけ大きな部屋を使用し、席間を十分に空けて、対角の位置の入り口や窓を2か所以上開けるか、換気扇を回すなどの対策を怠らない。
（例）相談室や小会議室より大会議室を使用。
- 10 配布している携帯手指消毒用スプレーの継続的かつ積極的活用。

令和4年9月14日
社会福祉法人育成会

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

具体的対策と対応について（別紙）

職員バイタルチェックについて（職員周知）

- 1 全職員に向けて、「発熱」「倦怠感」「咳」「くしゃみ」「関節痛」「筋肉痛」「味覚・嗅覚の異常」そのほか体調の異常がある場合には、出勤を控えて通院または自宅での経過観察を行うよう周知する。
- 2 毎日の朝の打ち合わせ時に全職員に向けて、「発熱」「倦怠感」「咳」「くしゃみ」「関節痛」「筋肉痛」「味覚・嗅覚の異常」その他に体調の異常が無いかを口頭で確認する。
- 3 少しでも体調に不安がある職員は検温し37.5℃以上の場合には直ちに退勤させ、通院または自宅での経過観察を促す。
その際に医療用抗原定性検査キット等を使用して感染の可能性を判断する。
- 4 37.5℃以上の発熱がない場合でも、風邪の症状をとまなう体調の異常がある場合には退勤させ、通院または自宅での経過観察を促す。
その際に医療用抗原定性検査キット等を使用して感染の可能性を判断する。
- 5 退勤や通院、経過観察などによる休暇は、PCR検査などにより病名が判明するまでは年次有給休暇、または欠勤で対応する。

令和4年9月14日
社会福祉法人育成会

外部からの人の受入について（職員周知）

- 1 ここでいう外部からの人の受入とは、新採用職員、新利用契約者、実習を行う学生、支援学校等の実習者、ボランティア、見学者などをいう。
- 2 受け入れ開始の際に確認する事項を次の通りとする。
 - ① 37.5℃以上の発熱がないこと。
 - ② 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪の諸症状が一切ないこと。
 - ③ 訪問場所が感染対策をとっていない三密の環境下で、不特定多数の集合する場所（冠婚葬祭、集会、イベントなど）を訪問していないこと。
 - ④ 家族、友人、及び身近な人で上記①～②に当てはまる人と5日間以内に接触がないこと。
 - ⑤ 3回目のワクチン接種から2週間以上経過していること。
- 3 2の①②に抵触した場合には、その症状がなくなった日から7日間以上経過した段階で再度確認する。
- 4 2の③に抵触した場合には、該当する訪問日から5日間以上経過した段階で再度確認する。
- 5 2の④に抵触した場合には、その者と接触した日から5日間以上経過した段階で再度確認する。
- 6 2の⑤に抵触した場合は、直前に実施した抗原検査が陰性の場合に受け入れる。その場合の費用負担は、採用職員、利用契約者、ボランティア等は法人が負担し、それ以外は当人または所属先の負担とする。あわせて感染する可能性が高いことを説明し理解を促す。
- 7 2の③～④に該当し濃厚接触者となった場合や本人の感染が確認された場合であっても、保健所等のPCR検査が陰性である場合には受け入れる。

しんがたころなういるすかんせんたいさく しやかいふくしほうじんいくせいかいぼりしー
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

うけいれかくにんひょう
受入確認表

つぎ こうもく まる こた
次の項目の「はい・いいえ」に○をつけてお答えください。

- 1 37. 5℃以上の発熱はありません。

はい ・ いいえ

- 2 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪
の諸症状の全てがありません。

はい ・ いいえ

- 3 訪問場所が感染対策をとっていない三密の環境下で、不特定
多数が集まる場所（飲食店、冠婚葬祭、集会、イベントな
ど）を5日間以内に訪問していません。

はい ・ いいえ

- 4 家族、友人、及び身近な人で上記1～2に当てはまる人と5日間
以内に接触していません。

はい ・ いいえ

- 5 3回目のワクチンの接種から2週間以上経過しています。

はい ・ いいえ

じょうき とお かいどう
上記の通り回答いたします。

れいわ ねん がつ ひ
令和4年 月 日

しよぞく
所属

しめい
氏名

れんらくさき
連絡先

りようしゃ ごかぞく しょくいんかくい
利用者のみなさま、ご家族のみなさま、職員各位

しんがたころなういるすかんせんたいさく しゃかいふくしほうじんいくせいかい ぼりしー
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

けいたいすぶれー かつよう
携帯スプレーの活用について

かんせんりょく つよい お み く ろ ん かぶ ぜんこくてき えん
感染力の強いオミクロン株が全国的にまん延しています。

いぜん はいふ けいたいすぶれー つね み つ
そのため、以前に配布した携帯スプレーなどを常に身に着けて、
つぎ こうどう いくせいかい ぜんいん おこな
次のような行動を育成会の全員でひきつづき行いましょう。

- 1 ある こー る しょうどく ばしょ みせ い ぐち かならず
アルコール消毒などがある場所（お店の入り口など）では、それを必ず
しょう
使用しましょう。
- 2 みせ ある こー る しょうどく すぶれー かならず しょう
お店などにアルコール消毒がないときには、このスプレーを必ず使用
しましょう。

れい こん び に すー ばー かい もの か もの さわ
(例)・コンビニやスーパーで買い物したあと（買わなくても物に触ったあと）。

- じどうはんばいき つか
自動販売機を使ったあと。
- が そ り ん す た ん ど た っ ち ば ね る き ゅ う ゆ の ず る ふ
ガソリンスタンドでタッチパネルや給油ノズルに触れたあと。
- いん しょ くてん しょく じ ま え と い れ み せ で
飲食店での食事前、トイレのあと、店を出たあと。
- たく はい ぎ ょう しゃ に も つ う と
宅配業者などから荷物を受け取ったあと。

つまり、

て ゆ び さ き な に ふ かならず し ゅ し しょうどく
手や指先で何かに触れたあとは必ず手指消毒！

もし、

しょうどくえき ばあい ぼ と る し せ つ じ さん
消毒液がない場合には、ボトルを施設に持参してください。

しょうどくえき い かえ
消毒液を入れてお返しします。

れい わ ねん が つ に ち
令和4年9月14日
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

つうえんばすとう そうげいしゃりよう りよう あ ねが
通園バス等送迎車両の利用に当たってのお願いについて

より かんせんりよく つよ お み く ろ ん かぶ えいきよう ぜんこくてき かんせん かくだい ふくしま
感染力の強いオミクロン株の影響により、全国的に感染が拡大し、福島
けんない し ない しゅうだんはっせい あいつ
県内、いわき市内でも集団発生が相次いでいます。

そのため 3 しせつ あいの かんせんかくだいかい ひさく いちじてき つうじょう うんこう
そのため3施設相乗りの感染拡大回避策として、一時的に通常の運行コースを
へんこう しせつりようしゃ じょうしゃ とくべつ うんこう つうえんばす
変更して、その施設利用者のみ乗車の特別コースで運行をしています。通園バス
とう りよう つうじょう とくべつりようほう つぎ しょうち いただ
等の利用にあたっては、通常・特別両方のコースとも次のことをご承知おき頂
きたく、く かえ ねが
きたく、繰り返しお願いいたします。

- ① つうえんばすとう せま くうかん めいぜんご ひと じょうしゃ かたみち やく
通園バス等は狭い空間に10～20名前後の人が乗車して、片道で約2
じかん しゃない す みっぺい みっしゅう みっせつ みつ くうかん かんせん
時間を車内で過ごすため、「密閉」「密集」「密接」の3密の空間であり、かんせん
きけんせい
の危険性があること。
- ② かんせん きけんせい へ ぜんじつ たいちょう へんか ばあい つう
感染の危険性を減らすために、前日からの体調に変化がない場合にのみ通
えん じょうしゃ かなら しゅししょうどく おこな
園し、乗車するときには必ず手指消毒を行うこと。
- ③ しゃない みっせつ くうかん げんそく ますく ちゃくよう ぎむづ
車内は密接の空間となるため、原則としてマスクの着用を義務付けること。
- ④ かぞく そうげい かのう かた かんせんぼうし かんてん つうえんばすとう
家族などの送迎が可能な方は、感染防止の観点からできるだけ通園バス等
りよう ひか
の利用を控えていただきたいこと。

いじょう ないよう じゅうぶん しょうち りようしゃ なら ほごしゃ
以上の内容を十分にご承知いただきまして、利用者みなさま、並びに保護者
のみなさまには、つうえんばすとう りよう ねが
通園バス等のご利用をお願いいたします。

れいわ ねん がつ にち
令和4年9月14日
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会
りじちょう たかむらと みこ
理事長 高村トミ子

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

オミクロン株感染者確認時の対応（BCP）について

2022. 9. 14

オミクロン株に対する厚労省からの療養基準を受けて、感染者の立場や所属等を勘案し、想定される3ケースに即したBCP（事業継続計画）を講ずる。

ケース1

【利用者】 ① 通所

ア 通園バス利用 ⇒ 濃厚接触者（バス同乗者）の通所事業所全て（特別コースの場合は当該施設のみ）を、確認された日から5日間閉園し、他に感染者なしの場合は6日目から開園を可能とする。

※利用者・職員共にPCR検査等の限定者は保健所の指示に従う。

当該利用者の事業所職員は原則出勤する。

イ 自主通園 ⇒ 当該事業所は確認された日から5日間閉園し、他に感染者なしの場合は6日目から開園を可能とする。

※利用者・職員共にPCR検査等の限定者は保健所の指示に従う。

当該利用者の事業所職員は原則出勤する。

② 入所 ⇒ 具体的な支援の対応は、いわき育成園の対応マニュアルに沿って行う。

③ GH ⇒ 通園に関しては①アにより行う。
GHでの具体的な支援の対応は、ライフサポートセンターゆう・ゆうの対応マニュアルに沿って行う。

ケース2

【職員】 ① 通所

ア 運転手 ⇒ 濃厚接触者（バス同乗者）の通所事業所全て（特別コースの場合は当該施設のみ）を、確認された日から5日間閉園し、他に感染者なしの場合は6日目から開園を可能とする。

※利用者・職員共に PCR 検査等の限定者は
保健所の指示に従う。

当該運転職員以外の事業所職員は原則出勤
する。

イ 運転手以外 ⇒ 濃厚接触者（施設利用者・職員）の通所事
業所全て（特別コースの場合は当該施設の
み）を、確認された日から 5 日間閉園し、
他に感染者なしの場合は 6 日目から開園を
可能とする。

※利用者・職員共に PCR 検査等の限定者は
保健所の指示に従う。

当該職員以外の事業所職員は原則出勤する。

② 入所 ⇒ 当該職員に症状がある場合は P C R 検査等による回復確認
までの 7 日間を出勤停止し、無症状の場合には 6 日目から
勤務を可能とする。

※利用者・職員共に PCR 検査等の限定者は保健所の指示に
従う。

当該職員以外の事業所職員は原則出勤する。

③ G H ⇒ 当該職員（世話人）に症状がある場合は P C R 検査等による
回復確認までの 7 日間を出勤停止し、無症状の場合には 6
日目から勤務を可能とする。

※利用者・職員共に PCR 検査等の限定者は保健所の指示に
従う。

当該職員以外の事業所職員は原則出勤する。

ケース 3

【家 族】

① 通所利用者 ⇒ 当該利用者は、8 日目から登園を可能とする。

② 入所利用者 ⇒ 施設に戻った後に濃厚接触者と判明した場合には、
PCR 検査等の限定者は保健所の指示に従う。
帰省中に濃厚接触者と判明した場合には、7 日間の
自宅待機を要請する。

③ G H利用者 ⇒ G Hに戻った後に濃厚接触者と判明した場合には、
PCR 検査等の限定者は保健所の指示に従う。
当該利用者は、8 日目から事業所への登園を可能と
する。

帰省中に濃厚接触者と判明した場合には、7 日間の
自宅待機を要請する。

④ 通所職員

入所職員

GH職員 ⇒ 確認された日から5日間は出勤停止とする。

症状がない場合には、抗原定性検査キットで陰性を確認後に業務に当たる。

※期間中その家族の陰性が確認された場合は出勤可能とする。

- ※ 入所、GHの応援要員として、通所事業所、及び事務局から各1名以上派遣する体制を常に設ける。
- ※ 感染が確認された際には、いわき市保健所、いわき市障害福祉課へ連絡し、対応の判断を仰ぐが、早急に閉園、自宅待機、隔離等が必要と判断される場合には、行政判断を待たずに迅速に行う。
- ※ 職員の勤務に関しては一律とせず、PCR検査により陰性が確認された場合でも年齢や基礎疾患により応援要員や自宅待機（年次有給休暇、欠勤による）等を総合的に判断する。
- ※ 感染が確認された場合には遅滞なく各事業所で、接触箇所や活動空間等を、アルコール（エタノール70%以上）、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%（クリンミスト2倍希釈溶液））、オゾン発生装置等による消毒を行う。
- ※ PCR検査は、保健所の指示で濃厚接触者等が行うもの以外は、いわき市の「新型コロナウイルス検査専用相談」を利用し、検査対象外の場合には医療用の抗原定性検査キット等を利用する。
- ※ 濃厚接触者の判断は、福島県が示した「濃厚接触者の確認方法」（別紙）による。
- ※ 閉園中の通所事業所では「新型コロナウイルス対応に伴う例外的な報酬の算定について」（令和3年8月5日厚労省発出）に基づき、対象となる利用者への在宅支援を実施する。

新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者の確認方法

「学校や職場の同僚、身近な知人などが陽性になった」場合などに、以下の流れで、濃厚接触者に該当するかどうかを確認してください。

①陽性者に確認

症状が出始めた日
無症状である場合は「検体を採取した日」 ⇒ ____月____日

②感染の可能性がある期間の確認陽性者に確認

①の2日前 ⇒ ____月____日

③接触の有無の確認

感染の可能性がある②の日以降に、陽性者に会いました？

はい

いいえ

④接触の状況

- ☐ 陽性者がマスクなし（正しい状態で着用していない場合※を含む）で、手が触れる距離（**1m以内**）で**15分以上接触した（会話・カラオケ等）**

※マスク着用とは、不織布マスク（または同程度以上の効果があるもの）を正しく着用している状態を指し、鼻出しマスク、顎マスクは不適切な状態となります。

濃厚接触者には該当しません
引き続き基本的な感染対策を徹底してお過ごしてください。

いいえ

はい

濃厚接触者に該当します

りようしゃ かぞく
利用者のみなさま、ご家族のみなさま

(しんがたころなういるすかんせんたいさく しゃかいふくしほうじんいくせいかいぼりしー)
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

りようしゃ どうきよ かぞく のうこうせつしよくしゃ かくにん ばあい たいおう
利用者のみなさまの同居のご家族が「濃厚接触者」と確認された場合の対応について

ぜんこくてき かんせんかくだい う どうほうじん かんせんたいさく きょうか はか りようしゃ
全国的な感染拡大を受けて、当法人での感染対策の強化を図るために、利用者のみなさま

どうきよ かぞく のうこうせつしよくしゃ かくにん ばあい つぎ とお たいおう ねが
まの同居のご家族が「濃厚接触者」と確認された場合には、次の通りの対応をお願いいたします。

- 1 どうきよ かぞく きんむさき つうがくさきとう かんせんしゃ かくにん かぞく のうこうせつしよくしゃ
同居のご家族の勤務先、通学先等で感染者が確認され、そのご家族が「濃厚接触者」と確認された場合、陰性が確認される間は利用者の方を欠席させ、遅滞なく利用先

じぎょうしょ れんらく ねが
事業所に連絡をお願いいたします。

- 2 また、ご家族の方がコロナに類似する症状で体調を崩して通院したり、PCR

けんさ たいしょう ばあい りようしゃ かた けつせき けんこうかんさつ りようさきじぎょうしょ
検査の対象になった場合も、利用者の方を欠席させ健康観察を行い、利用先事業所に

れんらく ねが
連絡をお願いいたします。

- 3 そのご家族が「濃厚接触者」と確認された日以降に、利用者の方がPCR検査

ほけんじょしじ びーしーあーけんさ しけんさせんようそうだん びーしーあーけんさ みんかんきかん
(保健所指示によるPCR検査、いわき市検査専用相談によるPCR検査、民間機関

びーしーあーけんさ たいしょう ばあい いんせいけつかで あいだ りようしゃ
のPCR検査など)の対象になった場合は、陰性結果が出るまでの間、または利用者

かた びーしーあーけんさ う むずか ばあい けんこうじょうたい へんか み とき
の方がPCR検査を受けることが難しい場合で健康状態に変化が見られない時は

なのかかん とうえん ひか くだ ねが
7日間の登園を控えて下さいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ にち
令和4年9月14日
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会
りじちよう たかむらとみこ
理事長 高村トミ子

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

職員の同居家族が濃厚接触者と確認された場合の対応について

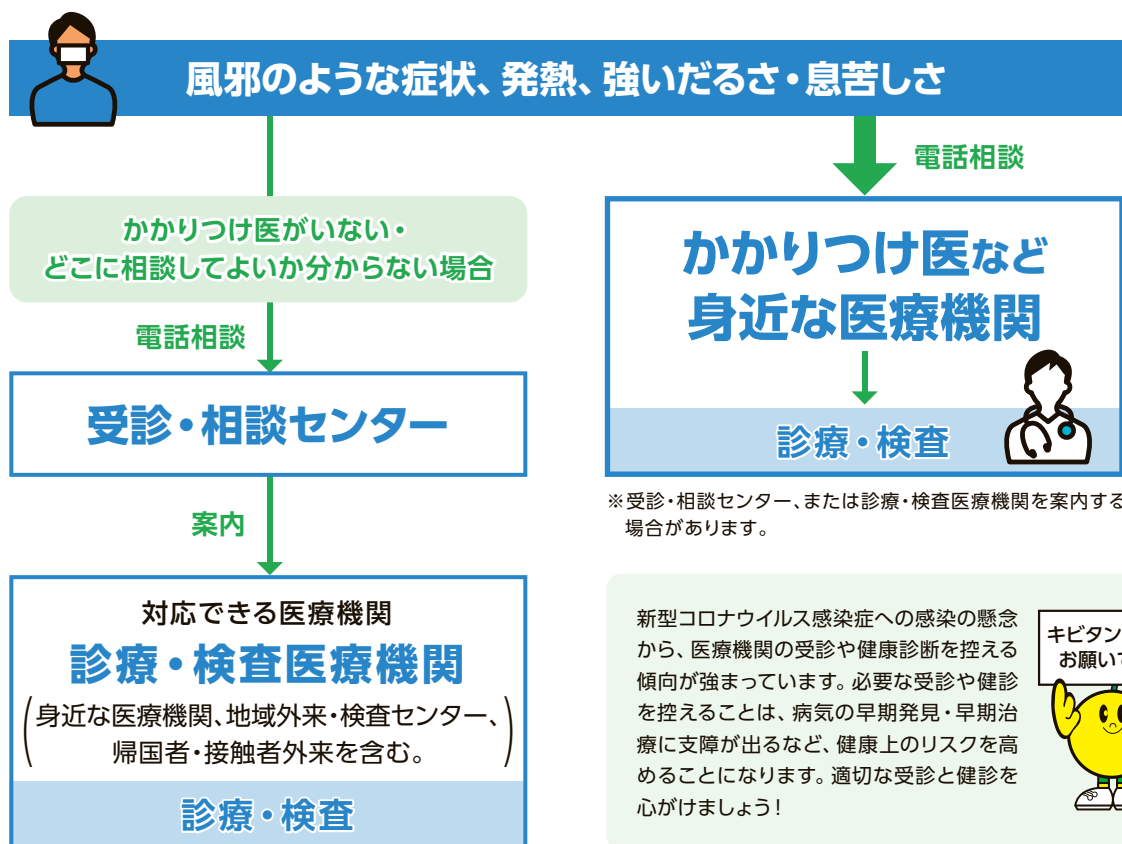
職員の同居家族が濃厚接触者と確認された場合の対応については、次の通りとする。

- 1 同居家族の勤務先、通学先等で感染者が確認され、その家族が濃厚接触者と確認された場合には、当該職員は遅滞なく配属先事業所に連絡すること。
- 2 その家族が濃厚接触者と確認された日から4日目と5日目の抗原定性検査が陰性と確認された場合には5日目から出勤可能とする。
※期間中濃厚接触者の家族がPCR検査等で陰性が確認された場合は出勤可能とする。
- 3 出勤停止期間の勤務の扱いは、就業規則第21条第2項第5号を適用し「職務に専念する義務の免除」の扱いとする。

令和4年9月14日
社会福祉法人育成会

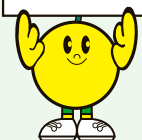
新型コロナウイルス 相談窓口

発熱等の症状がある方は、**まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話でご相談ください**。かかりつけ医がない方、またはどこに相談してよいか分からない方は、「受診・相談センター」にご相談ください。



新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、医療機関の受診や健康診断を控える傾向が強まっています。必要な受診や健診を控えることは、病気の早期発見・早期治療に支障が出るなど、健康上のリスクを高めることとなります。適切な受診と健診を心がけましょう！

キビタンからの
お願いです。



相談専用
ダイヤル

受診・相談センター ☎0120(567)747

(平日・休日問わず24時間対応)

※従来の「帰国者・接触者相談センター」はインフルエンザ流行に備えた体制整備のため、令和2年11月1日(日)から「受診・相談センター」に名称を変更します。

一般相談(コールセンター) ☎0120(567)177

(平日 8:30~21:00・休日 8:30~17:15)

※耳の不自由な方はファックス(024(521)7926)でご連絡ください。

【問い合わせ先】福島県コロナ対策本部 ☎024(521)7262

福島県 新型コロナ相談 | 🔍

福島県感染拡大警報強化版

(BA.5 対策強化宣言) 概要版

令和4年8月12日(金)～9月19日(月)まで延長

①基本的な感染対策の 再点検と徹底

●場面に応じてマスクの正しい着用、人と人との距離を十分確保することを徹底

- 普段会わない人と会うときは一層注意
- 発熱などの症状がある場合は外出を控える
- 体調不良時(症状がある場合)は、会食やイベントに参加しない

②陽性になった場合の備え

- 高齢者や基礎疾患がある方を感染から守る
- 生活必需品を数日分ストックしておく
 - ・食料(主食、缶詰・インスタント食品、ゼリー飲料など飲みやすいもの)
 - ・日頃服用の薬や常備薬、解熱剤、**抗炎症剤等**
 - ・生活用品・衛生用品、消毒用品

③速やかなワクチン接種

- 4回目接種の対象者は速やかなワクチン接種の検討をお願いします
 - ・60歳以上の方
 - ・18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方
 - ・18歳以上60歳未満で医療機関等の従事者
- 以下の方も速やかなワクチン接種の検討をお願いします
 - ・一度も接種されていない方
 - ・2回目、3回目の接種がお済みでない方
- 5歳以上11歳以下の子も接種を検討ください

④検査のさらなる活用

- 無料検査を積極的に活用する
 - ・感染不安を感じる県民の方
- 抗原定性検査キットを無償配布(以下の方)
 - ・濃厚接触者または症状がある方のうち重症化リスクの少ない方

⑤効果的な換気

- 十分な換気量を確保する

⑥移動時の注意喚起

- 移動先の感染情報を把握する
- 移動中においても感染リスクに注意し感染対策を徹底する
- 県外との往来等、普段と違う行動をとった方は、一週間は人との接触をできる限り避ける

⑦子どもと高齢者の感染対策

- 給食時間や部活動、放課後児童クラブ等では、感染防止対策を徹底
- 家庭の検温等で体調管理。少しでも症状があれば登校しない、または部活動等に参加しない
- 感染リスクの高い行動は控え、高齢者・基礎疾患のある方・周囲の方は意識して行動
- 高齢者施設等では感染拡大を防止する

⑧事業所での感染対策

- 業種別ガイドラインを遵守する
- 体調に少しでも違和感がある場合は出勤させないようにする
- 従業員が休みやすい環境をつくる
- 感染者・濃厚接触者となった従業員の休暇取得や勤務再開の証明書の提出を求めない

⑨医療を守る対策の強化

- 医療従事者等に感染を広げない行動を取ることを徹底する
 - ・医療機関における感染拡大は医療体制のひっ迫につながる恐れ
- 医療機関(救急外来等)の利用適正化に協力をお願いします
 - ・緊急を要する場合を除き、救急外来の診療は避け、通常の診療時間内に受診
 - ・感染の有無を確認する検査のためだけの受診は控える
- 軽症で重症化リスクのない方は、医療機関を受診せず、『福島県陽性者登録センター』を利用など、地域医療への負荷を減らすための協力を

▶詳細は福島県のホームページ
「新型コロナウイルス感染症
関連情報ポータル」をご覧ください



福島県

医療非常事態宣言

併せて発令中

※1 ③は予防接種法第8条接種推奨及び第9条努力義務。③を除く①～⑨は特措法第24条第9項に基づく要請。

※2 下線は、9月19日(月)まで宣言期間が延長され、一部追加・変更となった対策。